

平成 16 年 2 月 23 日
企業会計基準委員会

実務対応報告公開草案第13号

「固定資産の減損に係る会計基準の早期適用に関する 実務上の取扱い(案)」の公表

コメントの募集

企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）では、「固定資産の減損に係る会計基準」及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」の早期適用に関連する事項について、質問の多い点を中心に検討した結果、その実務上の取扱いを確認することとした標記の実務対応報告の公開草案（以下「本公開草案」という。）の公表が、平成 16 年 2 月 20 日の第 51 回企業会計基準委員会で承認されました。

本公開草案の公表は、広くコメントを頂くことを目的とするものであります。本公開草案に対するコメントがございましたら、平成 16 年 3 月 8 日(月)までに、原則として電子メールにより、下記へ文書でお寄せください。なお、個々のコメントについては直接回答しないこと、コメントを当委員会のホームページ等で公開する予定があること、名前が付されていないコメントは有効なものとして取り扱わないことを、あらかじめご了承ください。

記

電子メール：impair@asb.or.jp

FAX：03-5561-9624

お問い合わせ先：03-5561-8449

本公開草案の概要

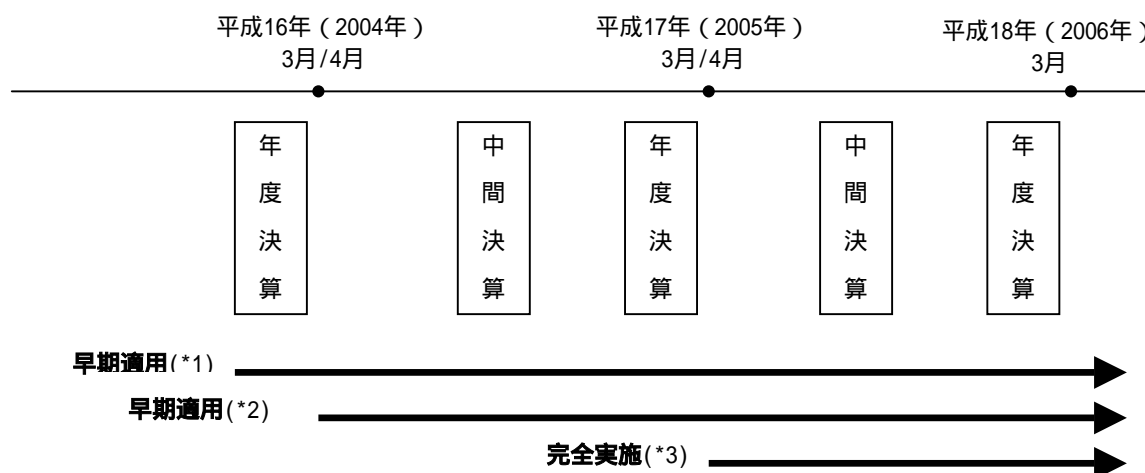
平成 16 年 3 月 31 日から平成 17 年 3 月 30 日までに終了する事業年度に係る財務諸表及び連結財務諸表についての適用に関して

- 減損会計意見書では、「平成 16 年 3 月 31 日から平成 17 年 3 月 30 日までに終了する事業年度に係る財務諸表及び連結財務諸表についても適用することを妨げないものとする。」とされているため、これ以前に終了する事業年度に係る財務諸表及び連結財務諸表について適用されないこととなる（Q 1 参照）。
- 新たな会計基準である減損会計基準は、財務諸表提出会社の個別財務諸表と連結財務諸表の両方について同時に適用するものと考えられる。このため、もし親会社（財務諸表提出会社）が減損会計基準を平成 16 年 3 月期の個別財務諸表及び連結財務諸表から早期適用する場合には、連結子会社の決算日が親会社と異なり平成 16 年 3 月 31 日より前（例えば、平成 15 年 12 月 31 日）であるときでも、当該連結子会社の財務諸表について、連結財務諸表の作成上、減損会計基準が適用されることになると考えられる（Q 2 参照）。

平成 16 年 4 月 1 日以後開始する事業年度からの適用に関して

- 減損会計意見書では、「平成 16 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用することを認めるよう措置することが適当である。」とされており、早期適用する場合であっても、通常の適用時期と同様に、期首からの適用を前提としている。このため、平成 16 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から早期適用する場合には、当該事業年度の中間財務諸表及び中間連結財務諸表についても、減損会計基準を適用する必要がある（Q 3 参照）。

【参考】減損会計基準の実施時期



(*1) 平成 16 年 3 月 31 日から平成 17 年 3 月 30 日までに終了する事業年度に係る財務諸表及び連結財務諸表について

(*2) 平成 16 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から

(*3) 平成 17 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から

以上